

2024年4月入学

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法 務 研 究 科

法律科目試験  
(商法・民事訴訟法・刑事訴訟法)

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
  2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
  3. 受験番号(2箇所)と氏名は、解答用紙(表)上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
  4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはならない。
  5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付の求めには応じない。
  6. 答案は横書きとし、解答用紙(表)の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
  7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
  8. この問題冊子の5, 8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用すること。また、解答用紙を下書きに用いてはならない。
  9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

## 刑事訴訟法

以下の各【事例】を読み、各【設問】に答えなさい。なお、解答は、問いの順序に従い、かつ、問いの番号を明記して記載しなさい。

### 【事例1】

Xは、以下のような嘱託殺人の罪で、H地方裁判所に公訴を提起された。

「被告人(X)は、令和5年1月10日午後10時20分頃、H市I町2丁目3番4号所在の被告人方において、頸部にロープを巻き付け緊縛して自殺を図ろうとしていた長男V1から嘱託を受け、同人に対し、その頸部を上記ロープで強く絞め付けて緊縛し、よって、その頃、同所において、同人を絞頸により窒息死させて殺害したものである。」

公判審理の結果、裁判所は、V1はXに対して殺害を嘱託しておらず、Xには、「令和5年1月10日午後10時20分頃、H市I町2丁目3番4号所在の被告人方において、長男V1に対し、その頸部をロープで強く絞め付けて緊縛し、よって、その頃、同所において、同人を絞頸により窒息死させて殺害したものである。」との殺人の罪が成立するとの心証を抱いている。

### 【設問1】

- (1) 訴因変更の要否に関する判断基準について論じなさい。
- (2) 裁判所は、訴因変更の手続を経ることなく、その心証に従い、上記殺人の事実を認定することができるか、論じなさい。

### 【事例2】

Yは、以下のような住居侵入及び窃盗の罪の共同正犯として、H地方裁判所に公訴を提起された。

「被告人(Y)は、Aと共謀の上、令和5年2月3日午後11時30分頃、金品窃取の目的で、H市J町3丁目4番5号所在のV2方に無施錠の窓から侵入し、同所において、寝室の金庫内から、V2所有の現金153万円及び腕時計1個(時価約90万円相当)を窃取したものである。」

公判においては、Yの行為を共同正犯と評価することができるかが争点となり、両当事者が主張、立証を行った。審理の結果、裁判所は、被告人側の主張を一部容れ、Yの行為は幫助にとどまり、Yには、「Aが、令和5年2月3日午後11時30分頃、金品窃取の目的で、H市J町3丁目4番5号所在のV2方に無施錠の窓

から侵入し、同所において、寝室の金庫内から、V<sub>2</sub>所有の現金153万円及び腕時計1個（時価約90万円相当）を窃取するに先立ち、Aから、『V<sub>2</sub>方に空き巣に入るので車を貸してくれ。』との依頼を受けてこれを承諾し、Aが同人の自宅とV<sub>2</sub>方との間を往復するためY所有の普通乗用自動車1台を貸与し、よって、Aの犯行を容易ならしめ、もって住居侵入及び窃盗を補助したものである。』という住居侵入及び窃盗の罪の補助犯が成立するとの心証を抱いている。

#### 【設問2】

裁判所は、訴因変更の手続を経ることなく、その心証に従い、上記住居侵入窃盗補助の事実を認定することができるか、論じなさい。

#### 【事例3】

Zは、概要、以下のような受託収賄の罪の共同正犯として、H地方裁判所に公訴を提起された。

「被告人（Z）は、令和2年7月1日からH税務署に勤務し、同署総務課徴収係として、差押物件の公売その他徴税事務を担当していたBと共謀の上、令和4年9月5日午後10時頃、H市K町4丁目5番6号所在スナックLにおいて、Cから、同人に対する所得税滞納処分である差押物件の公売を延期されたい旨の請託を受け、その謝礼の趣旨のもとに供与されるものであることを知りながら、Bが現金30万円の供与を受け、もってその職務に関し請託を受けて賄賂を収受したものである。」

公判において、Zは、「自分は公務員Bと共謀してCから賄賂を収受したのではなく、所得税滞納処分によって苦境に陥ったCを見かねて、かねて知り合いであったBと連絡を取り、Cに引き合わせただけである」旨の主張を行った。

これを受けて、検察官は、概要、以下のような贈賄の罪の共同正犯の訴因への変更を請求した。

「被告人（Z）は、Cと共謀の上、令和2年7月1日からH税務署に勤務し、同署総務課徴収係として、差押物件の公売その他徴税事務を担当していたBに対し、令和4年9月5日午後10時頃、H市K町4丁目5番6号所在スナックLにおいて、Cに対する所得税滞納処分である差押物件の公売を延期されたい旨の請託をし、これに対する謝礼の趣旨で、CがBに現金30万円を供与し、もってBの職務に関し請託して賄賂を供与したものである。」

#### 【設問3】

上記の受託収賄の罪の訴因と贈賄の罪の訴因との間に、公訴事実の同一性は認められるか、論じなさい。